

2026年6月5日

各位

山形県山形市旅籠町三丁目2番3号
株式会社 きらやか銀行

各種手数料の新設について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 西塚 英樹）では、2026年8月3日より下記のとおり「2口座目口座開設手数料」、「団体口座開設手数料」、「旧券・旧貨・記念硬貨取扱手数料」を新設することといたしましたのでお知らせいたします。

今後も社会情勢等の変化を踏まえながら、お客様の多様なニーズにお応えできるよう、各種サービスの充実に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 口座関連手数料新設

(1) 2口座目口座開設手数料 (消費税込)

| | |
|-----------|--|
| 対象となる口座 | 新規開設される2口座目以降の普通預金（総合口座を含む） （Web口座および住宅ローン資金管理口座は除きます。） |
| 対象となるお客さま | 個人のお客さまおよび個人事業主のお客さま （事業用口座は除きます。） |
| 手数料金額 | 3,300円 |

(2) 団体口座開設手数料 (消費税込)

| | |
|---------|--|
| 対象となる口座 | 任意団体、権利能力なき社団・財団が開設する普通預金口座 （学校の徴収金（地公体）、建設共同企業体（JV）、マンション管理組合等が開設する口座は除きます。） |
| 手数料金額 | 3,300円 |

2. 入金関連手数料新設

(1) 旧紙幣・旧硬貨・記念硬貨の両替のお取扱いを終了します。

(2) 旧券・旧貨・記念硬貨取扱手数料 (消費税込)

| | | |
|---------|--|---------------------------------------|
| 対象となる取引 | 旧券・旧貨・記念硬貨を預金口座に入金される場合、入金枚数に応じて手数料を頂戴いたします。 | |
| | 旧券・旧貨 | 日本銀行 HP「現在発行されていないが有効な銀行券・貨幣」に掲載のある貨幣 |
| | 記念硬貨 | 財務省 HP「記念貨幣一覧」に掲載のある貨幣 |
| 手数料金額 | 1枚以上100枚まで 1,100円 以降、100枚毎に1,100円加算 | |

※紙幣・硬貨の計数後にご入金を取りやめる場合や金額を変更される場合も手数料を頂戴いたします。手数料は、ご入金を行う紙幣や貨幣とは別にご用意ください。

(3) 「旧券・旧貨・記念硬貨取扱手数料対象外一覧」

【紙幣】

| 種類 | 発行年月 | 表面肖像・図柄 |
|----------|-------------------|------------|
| 10,000円券 | 昭和59年(1984年)11月以降 | 福沢諭吉 |
| 5,000円券 | 昭和59年(1984年)11月以降 | 樋口一葉、新渡戸稲造 |
| 2,000円券 | 平成12年(2000年)7月以降 | 守礼門 |
| 1,000円券 | 昭和59年(1984年)11月以降 | 野口英世、夏目漱石 |

【硬貨】

| 種類 | 発行年月 | 表面肖像・図柄 |
|-------|-----------------------|-----------|
| 500円貨 | 昭和57年(1982年)以降 | 桐 |
| 100円貨 | 昭和42年(1967年)以降 | 桜花 |
| 50円貨 | 昭和42年(1967年)以降 | 菊花 |
| 10円貨 | 昭和26年(1951年)以降(製造開始年) | 平等院鳳凰堂、唐草 |
| 5円貨 | 昭和24年(1949年)以降 | 稲穂、歯車、水 |
| 1円貨 | 昭和30年(1955年)以降 | 若木 |



3. 預金規定改定

旧券・旧貨・記念硬貨取扱手数料の新設に伴い、「当座勘定規定」、「普通預金規定」、「貯蓄預金規定」、「決済用普通預金規定」、「納税準備預金規定」を2026年8月3日(月)に改定します。変更後の規定は変更日にホームページに掲載いたします。

※変更箇所のみ記載<下線部が変更箇所>

| 規定名 | 変更前 | 変更後 |
|--------|---|---|
| 当座預金規定 | <p>第1条(当座勘定への受入) (1)～(4)省略 右記(5)追加</p> | <p>第1条(当座勘定への受入) (1)～(4)省略 <u>(5)この当座勘定に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u></p> |
| 普通預金規定 | <p>2. 証券類の受入れ (1)～(4)省略 (5)証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> | <p>2. 証券類等の受入れ (1)～(4)省略 (5)証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u></p> |
| 貯蓄預金規定 | <p>2. 証券類の受入れ (1)～(4)省略 (5)証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> | <p>2. 証券類等の受入れ (1)～(4)省略 (5)証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u></p> |



| | | |
|------------------|---|--|
| <p>決済用普通預金規定</p> | <p>2. 証券類の受入れ (1)～(4)省略 (5)証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> | <p>2. 証券類等の受入れ (1)～(4)省略 (5)証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u></p> |
| <p>納税準備預金規定</p> | <p>2. 証券類の受入れ (1)～(4)省略 (5)証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。</p> | <p>2. 証券類等の受入れ (1)～(4)省略 (5)証券類の取立のため特に費用を要する場合には、店頭掲示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。<u>この預金口座に旧券、旧貨や記念硬貨を受入れるなど、当行所定の条件を満たす現金の取扱いの場合には、当行所定の取扱手数料をいただきます。</u></p> |

4. 取扱開始日

2026年8月3日(月)

以上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関するお問合せ先
 事務部事務課
 担当 浅井・村田
 TEL : 023-628-3879